

習志野市
循環型社会形成推進地域計画

千葉県習志野市

令和	4年	3月25日	作成
令和	4年	7月22日	変更
令和	5年	2月 1日	変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事業評価	14

【様 式】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1	15
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2	17
参考資料様式 8	計画支援概要	18

【添付資料】

添付資料-1	処理施設の位置図	20
添付資料-2	ハザードマップ	21
添付資料-3	指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	23

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

(1) 対象地域

- ・ 一般廃棄物処理対象区域：習志野市
- ・ 面積：20.97km²
- ・ 人口：175,183人（住民基本台帳 令和4年1月現在）



(2) 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

(3) 基本的な方向

習志野市（以下、「本市」）は、千葉県の北西部にあり、東京都からほぼ30km圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しています。海岸線は千葉港（東京湾）の一部を形成し、地形は東西8.9km、南北6.2kmで内陸部の自然地形と平坦な埋立地からなっています。

古くは、騎兵連隊・鉄道連隊が置かれるなど軍都として発展してきましたが、現在、軍用地の後は病院や学校に建替えられ、軍隊の町から文教住宅都市と生まれ変わりました。臨海部は埋め立てられ袖ヶ浦団地、秋津団地などの大型団地が建設されるなどベッドタウンとして発展しています。

現在も内陸部では区画整理事業を中心に住居系の都市開発が進むとともに、JR津田沼を中心とした駅周辺の商業系の開発も進んでおります。また、臨海部においては物流倉庫の建設が相次ぎ、臨海部の物流拠点として発展を続けています。

本市では、昭和45年に制定した「文教住宅都市憲章」に基づき、平成26年に「習志野市基本構想」、「前期基本計画」、令和2年に「後期基本計画」に策定しております。これらに基づき、

「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を令和4年3月に全面改訂し、「持続可能な清掃行政をめざす10年計画」を基本理念として、持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指していきます。

基本方針としては、本市における持続可能な循環型社会の構築には、従来の3R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境への負荷が少ない2R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用））優先を明確にした施策の転換を図る必要があります。

また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める観点から一般廃棄物処理の受益者負担を求めます。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理の広域化・施設の集約化については、平成 23 年に発災した東日本大震災の際の経験から考慮する必要があります。

発災時は一時的に芝園清掃工場の溶融炉を一時的に稼働できないこともありましたが、数日で復旧し、ごみ処理を再開できたことは復興に向け非常に大きなアドバンテージとなりました。また、他市のごみの受入も行いました。

このことから、令和 4 年策定の「習志野市一般廃棄物処理基本計画年」に位置付けているように、災害時等の対応を考慮することとしています。

また、第 10 次千葉県廃棄物処理計画において、本市はごみ処理の広域化・施設の集約化の検討対象として位置付けられており、今後、意見交換会が開催されるとのことから、これに参加し、広域化・施設の集約化の結論を出します。

隣接市の状況としては、北側に隣接する船橋市、南側に隣接する千葉市は新たに清掃工場を建設するなどしています。

東側に隣接し、本市と同様に検討対象となっている八千代市との間では、令和 3 年度の協議で本市が令和 13 年度末までに清掃工場の建替えを予定している、一方、八千代市は基幹的設備改良工事を予定していることを確認しました。

さらに、令和 4 年度に入り、改めて協議した結果、上記の方針に変更はないことを確認しました。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源のうちペットボトル及び食品用の白色発砲トレイを除いたものは、当面の間可燃ごみとして溶融処理し、最終的に発生する溶融飛灰を埋立処分することを継続するが、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行います。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、溶融施設で発生した熱回収により発電を行っており、場内での消費電力を賄うとともに余剰電力の売電を行っています。

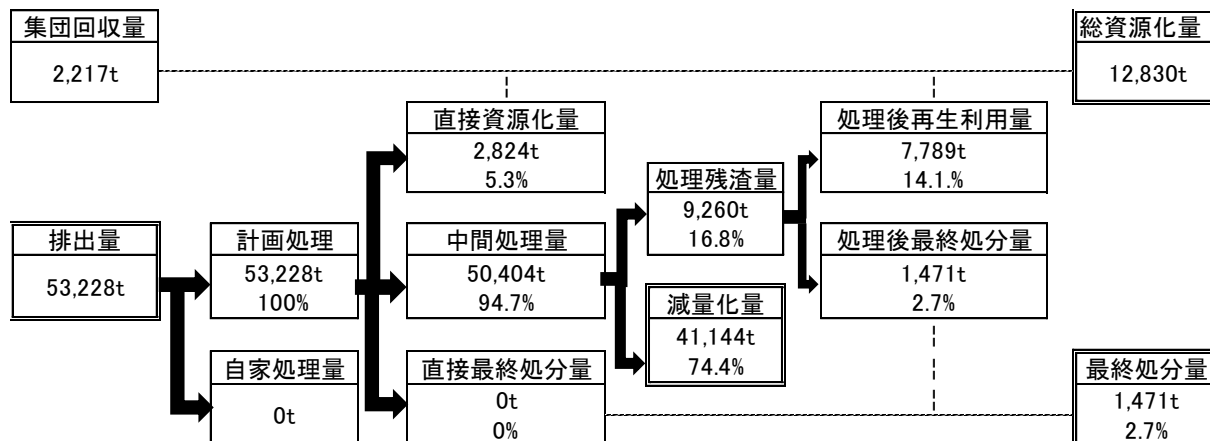


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※1) (令和元年度)	目 標 (割合※1) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量	15,372 トン	14,948 トン (-2.8%)
	1 人事業所当たりの排出量※2	3.6 トン/事業所	3.5 トン/事業所 (-2.8%)
	生活系 総排出量	37,856 トン	35,998 トン (-4.9%)
	1 人当たりの排出量※3	218g/人	205g/人 (-5.9%)
合 計	事業系生活系総排出量合計	53,228 トン	50,946 トン (-4.3%)
再生利用量	直接資源化量	2,824 トン (5.3%)	3,366 トン (+6.6%)
	総資源化量	12,830 トン (24.1%)	13,236 トン (+25.9%)
エネルギー 回収量	エネルギー回収量	17,996Mwh	未定
	(年間の発電電力量及び熱回収量)	(44,230GJ)	(未定)
最終処分量	埋立最終処分量	1,471 トン (2.8%)	1,404 トン (+2.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

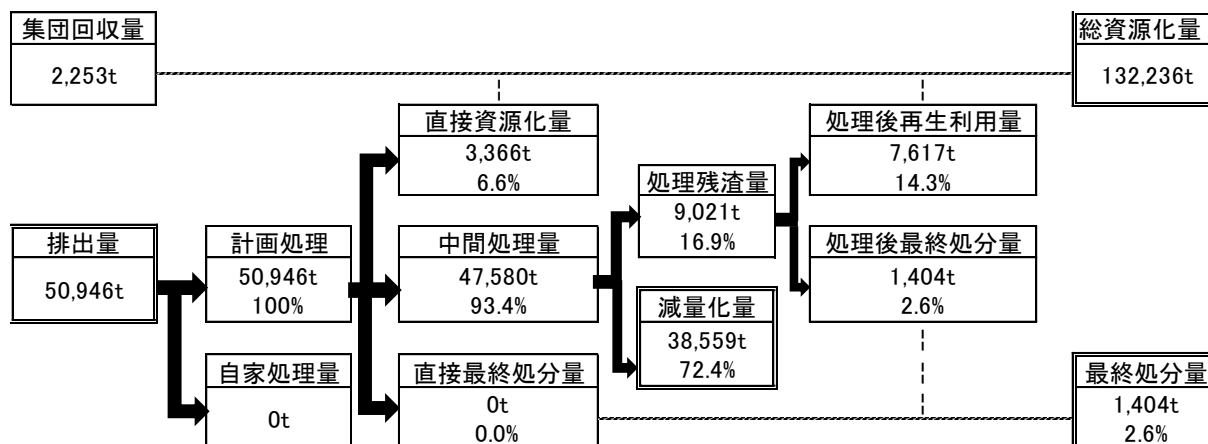
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：Mwh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化（受益者負担制度の導入）の検討

国における有料化の基本的な考え方として、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に、市の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と、国全体の施策の方針として、家庭系ごみの受益者負担を推進すべきと明確に示されています。

本市においては、国の方針及び本市の現状を踏まえるなかで、令和4年4月1日施行の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」のごみ処理計画における基本方針として、さらなるごみの減量化や市民の意識改革を進め、受益者負担を原則とした有料化の導入の必要性を位置付けました。現在、基礎的検討の段階として、受益者負担（有料化）の基本的事項、有料化の目的の精査を行っているところであります。

今後につきましては、制度設計を進めるとともに、住民合意を図るべく住民説明を行ってまいります。この中で受益者負担制度を構築し、導入を進めます。

① 本市の現状

i ごみ処理負担の現状

- ・本市ではごみ処理に対して、令和元年度実績で1人当たり年間約16,000円、1トン当たり年間約48,000円の経費がかかっています。これは、市民が税金で負担している額です。
- ・本市のごみの排出の状況としては、現在の排出ルールを守って排出されるごみとルールを守らず排出されるごみがあります。このように「分別しない」、「袋に入れない」など市のごみ出しルールを守らない場合は、収集・分別・処理には多額の処理費用がかかっており、このごみ処理費用も市民全員で負担している現状にあります。また、排出量においても、ごみの減量化を努力している市民と、ごみを多量に排出する市民とは同じ負担で家庭系ごみは処理されている現状があります。

② 今後のごみ処理

- i 現清掃工場は1日当たり73トンの処理能力のある炉が3つあり、全体では219トンの処理が可能です。稼働開始から19年が経過し、施設は老朽化がみられますが、現在は計画的に予防保全を実施し、安定的な稼働が行っております。通常は2炉運転で処理していますが、本市の年間処理量は約54,000トンであることから、3炉運転で処理する場合があります。現在は、2炉または3炉での運転を効率良く行っておりますが、将来を見据えた時には、老朽化は進み、処理能

力は徐々に低下することが想定されます。従って、将来的に安定的なごみ処理を継続するためには、ごみ処理施設を更新する必要があります。

- ii ごみ処理施設の更新には莫大な費用がかかりますが、ごみの適正排出、減量化により施設規模（処理能力）が小さくすることができれば、更新に係る整備費用を抑制できるだけでなく、更新後、日々のごみ処理経費を抑制することにもつながります。
- iii 本市は最終処分場を市域に持たず、他地域に最終処分を依存していることから、最終処分量を常に削減することが求められます。

③ 有料化（受益者負担）制度構築

- i 受益者負担とは、市民のごみの排出量に応じて処理費の一部を負担していただくことです。この仕組みにより負担の公平性を確保することで、ごみの排出の適正化、さらにはごみの減量化へとつなげていきます。ごみの排出ルールを守らないと、ごみ処理には多額の費用がかかることを認識してもらい、ごみの適正排出を啓発し、徹底します。

上記を踏まえ、制度の構築にあたっては市民と対話しながら、制度の効果を検証し、取組を進めます。

また、制度の導入による不法投棄の増加などについては、既に対応を強化しており、今後も継続してパトロールの実施や啓発活動等を行います。

④ 有料化（受益者負担制度）の検証・評価・見直し

- i 家庭系ごみの処理への有料化（受益者負担制度）の導入は、一般廃棄物の排出抑制につながりごみが減ると言われる一方で、市民の慣れにより効果が継続しないとの懸念もありますが、排出量がリバウンドしないという調査実績例も確認できています。
- ii 導入後には、効果を検証・評価し、制度を見直しするなど、その後も継続して効果の検証に努め、必要に応じて制度の改善に取り組みます。

⑤ 事業系ごみの対策

- i 事業系ごみの処理手数料についても家庭系ごみと均衡を図るため、見直しを進めます。

イ 啓発、情報提供の充実

- ① 広報紙・市ホームページによる情報発信を充実させることに加え、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民の方々と対話する機会を設けるとともに、教育機関と連携し、子どもだけでなく大人の環境教育を充実していきます。
- ② 環境美化推進員とさらに連携を深め、市民と行政の橋渡しとなるような人材育成の強化に取り組みます。

ウ 市民の発生抑制行動への支援の充実

- ① 市民がごみとして排出する以外の方法を選択できる機関を紹介・周知します。
 - ・おもちゃの病院（おもちゃなどの修理をする場の提供、情報の提供）
 - ・不用品交換、フリーマーケットの機会の拡充
 - ・生ごみ水切りグッズの紹介、普及
 - ・イベントにおけるエコイベント開催の手引き作成
 - ・エコクッキング教室開催
 - ・フードバンクの取組 など

エ 子どもに対する環境学習の充実

- ① 小学校4年生における教育の中で、清掃工場の見学を通して、実際に見て感じてもらいながら、本市の清掃行政の状況を学んでもらいます。また、夏休みなど、清掃工場において職場体験、インターンシップの受入、さらに要請に応じて出前講座の実施など積極的な情報発信を行います。

オ ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討

- ① 資源物として収集している雑がみについて、雑がみ用のリサイクル袋（紙袋）などの利用を促進し、これまで燃えるごみとして排出されていた雑がみを、資源物として回収拡大し、再生利用率の向上を図ります。

カ 事業者に対する環境に配慮した事業活動への支援

- ① 大型店、スーパー等の多量排出事業者については、減量化・資源化計画書を毎年提出し、計画的にリサイクルに取り組まれています。
- ② 市としては、直接訪問するなどして計画の実績を確認し、さらに、リサイクル運動を働きかけるとともに、環境に配慮した事業活動を実施している事業者を広報紙・市ホームページで紹介します。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりです。

現在、本市においては、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、現有施設をガス化・高温溶融一体型直接溶融炉とし、最終処分量を抑えております。また、溶融炉によるごみ処理により、スラグ・メタルを毎年約 5,000 トン生成しており、ごみの分別に加えリサイクルに積極的に取り組んでいます。

今後は、再生利用と適正処理に適した収集・運搬体制の整備、中間処理体制の整備を進め、最終処分量の削減に努めるとともに、最終処分用地の安定的かつ長期的な確保を目指します。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行います。

また、「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」に基づき、事業の用に供する部分の床面積が 1,000 m²以上かつ事業系一般廃棄物が 1 日平均 50 kg 以上排出される建築物の所有者を多量排出事業者としており、減量化・資源化の計画や実績を報告させるとともに、管理責任者を届け出てもらい、減量化・資源化を進めています。

今後も、事業系のごみについては、適正な収集・運搬が行われるよう、周知・指導の強化を図り、適正排出を徹底させます。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、習志野市浄化センターから排出される脱水汚泥の処理を行っており、今後も受け入れを継続します。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)で示した処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	新・芝園清掃工場	エネルギー回収型廃棄物処理施設建設事業	未定	習志野市 芝園3-2-1	「ー」 (2次計画) (R11~R14)	—
2	ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	未定	習志野市 芝園3-2-1	「ー」 (3次計画) (R15)	—
3	リサイクルセンター(新・リサイクルプラザ(処理施設棟))	マテリアルリサイクル推進施設整備事業		習志野市 芝園3-2-1	「ー」 (2次計画) (R11~R14)	—
4	茜浜最終処分場	最終処分場整備事業	未定	習志野市 茜浜3丁目 38番2	「ー」 (3次計画) (R16)	—

(整備理由)

- ・ 事業番号1: 既存施設の老朽化のため
- ・ 事業番号3: 既存施設の老朽化のため及びごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため
- ・ 事業番号4: ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行います。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	(事業番号2・3)に係るPFI等導入可能性調査業務	PFIの適正確認、定量的効果の確認(VFM)、PFI導入可能性調査	R4~R6
2	(事業番号2・3・7・8)に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定等業務	環境影響評価・施設整備基本計画策定(ごみ処理方式選定含む)・土壌汚染調査	R4~R7
3	(事業番号2・3・7・8)に係る事業者選定支援事業	事業者選定支援	R7~R8
4	(事業番号2・3・7・8)に係る地積高低差測量	地積高低差測量	R5
5	(事業番号2・3・7・8)に係る地質調査	地質調査	R6
6	(事業番号1)に係る解体設計	解体設計	R8

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収及び再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行います。

イ 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、市内全域を対象にパトロールをするとともに、習志野警察と連携のもと、取り締まりを強化していきます。

ウ 「地域防災計画」、「千葉県災害廃棄物処理計画」、「習志野市災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺自治体との連携体制を構築し、日頃から災害時における被害状況の情報収集とその連絡体制及び責任分担等について十分な協議を進めていきます。

また、新たに整備を進める新・芝園清掃工場等は、関係法令などに基づいた建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や高潮対策に取り組むとともに、大規模災害が発生した後の迅速な再稼働に向けた施設の強靱化を考慮する。

4 計画のフォローアップと事業評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域概要

(1)地域名	習志野地域	(2)地域内人口	175,183人	(3)地域面積	20.97km ²
(4)構成市町村等名	習志野市	(5)地域の要件*	人口		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	習志野市				
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：設立されていない場合、今後の見通し：設立の予定なし				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)	目標				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	15,320	15,059	15,598	15,696	15,372
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.6	3.5	3.7	3.7	3.6
	生活系 総排出量(トン)	38,192	37,699	37,524	37,703	37,856
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	226	219	218	218	218
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	53,512	52,758	53,122	53,399	53,228
	直接資源化量(トン)	2,894(5.4%)	2,748(5.2%)	2,762(5.2%)	2,782(5.2%)	2,824(5.3%)
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	13,971(26.1%)	12,595(24.0%)	13,948(26.2%)	12,969(24.3%)	12,830(24.1%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH) (年間の熱利用量 GJ)	17,027 (444,381)	17,141 (448,104)	17,320 (454,848)	17,064 (445,172)	17,996 (445,230)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,660(2.9%)	1,551(2.8%)	1,581(2.8%)	1,529(2.7%)	1,471(2.8%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一船廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却場	旧・芝園清掃工場	習志野市	流動床式焼却炉	180t/60t×3基	昭和58年8月	H14.10	R9.4 解体予定	-	
ごみ焼却場	現・芝園清掃工場	習志野市	炉内燃焼炉+水蒸気発生炉	219t/日(73t/日×3)	H14.11	R14.3	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
リサイクルプラザ	リサイクルセンター (現・リサイクルプラザ(処理施設棟))	習志野市	破砕及び選別	49.65t/5h(粗大) 15.65t/5h+不燃 19.05t/5h+ペーパ ポスト4.85t/5h+ビ ン+缶10.1t/5h)	H8.1	R14.3	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
リサイクルプラザ	リサイクルセンター (現・リサイクルプラザ(再生棟))	習志野市	-	-	H8.1	R14.3	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
業務棟	クリーンセンター業 務課棟	習志野市	-	-	H1.3	R14.3	R8.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名前)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却場	新・芝園清掃工場	習志野市	未定	未定	R14.3	現施設の老朽化のため	有 (旧・芝園清掃工場)	R8.4~10.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
リサイクルプラザ	リサイクルセンター (処理施設棟・再生棟)	習志野市	未定	未定	R14.3	現施設の老朽化のため	無	R8.4~10.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
ストックヤード	ストックヤード	習志野市	未定	未定	R16.3	ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため	有 (芝園清掃工場)	R14.4~R16.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	
最終処分場	茜浜最終処分場	習志野市	未定	未定	R17.3	ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため	無	-	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応	

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	習志野市		
(2) 事業目的	新・芝園清掃工場施設整備のため（マテ含む）		
(3) 事業名称	（事業番号 2・3・7・8）に係る P F I 等導入可能性調査業務	（事業番号 2・3・7・8）に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定等業務	（事業番号 2・3・7・8）に係る事業者選定支援事業
(4) 事業期間	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度	令和 4 年度 ～ 令和 7 年度	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度
(5) 事業概要	P F I の適正確認、定量的効果の確認（V F M）、P F I 導入可能性調査	環境影響評価、施設整備基本計画策定（ごみ処理方式選定含む）、土壌汚染調査	事業者選定支援
(6) 総事業計画額 ※1	16,500 千円のうち、交付対象事業費 16,500 千円	207,900 千円のうち、交付対象事業費 207,900 千円	50,000 千円うち、交付対象事業費 50,000 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	習志野市		
(2) 事業目的	新・芝園清掃工場施設整備のため（マテ含む）		
(3) 事業名称	（事業番号 2・3・7・8）に係る地積・高低差測量業務	（事業番号 2・3・7・8）に係る地質調査業務	（事業番号 1）に係る解体設計
(4) 事業期間	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 8 年度
(5) 事業概要	地積・高低差測量	地質調査	解体設計
(6) 総事業計画額 ※1	30,000 千円うち、交付対象事業費 30,000 千円	5,000 千円うち、交付対象事業費 5,000 千円	10,000 千円うち、交付対象事業費 10,000 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

添付資料 - 1 処理施設の位置図



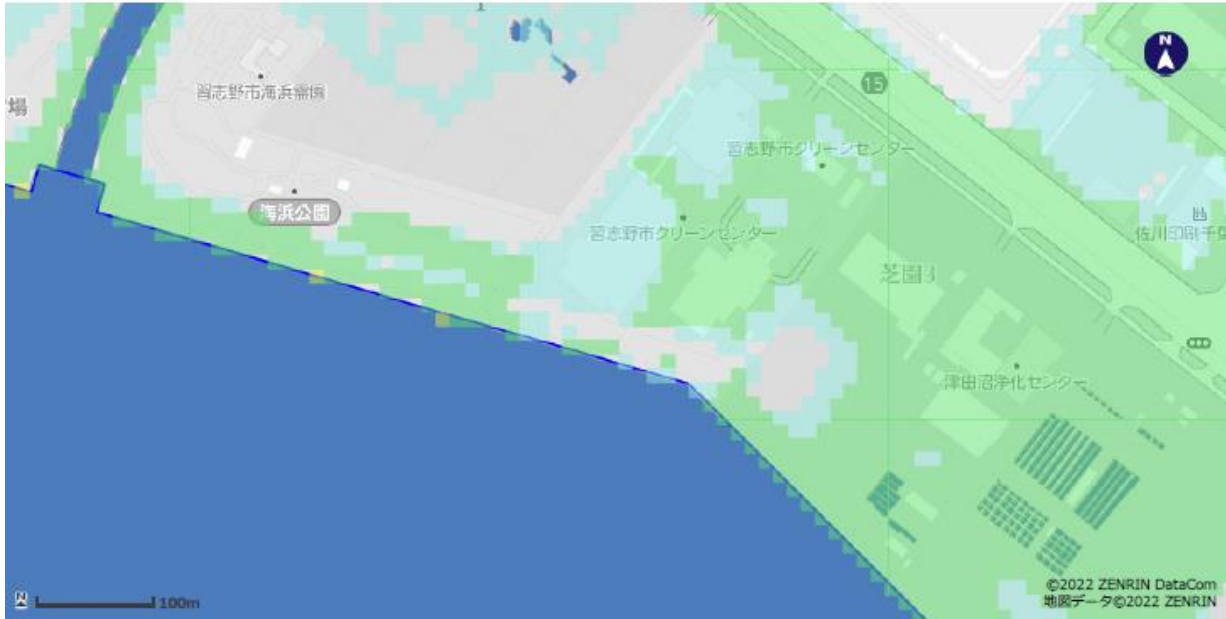
添付資料 - 2 ハザードマップ



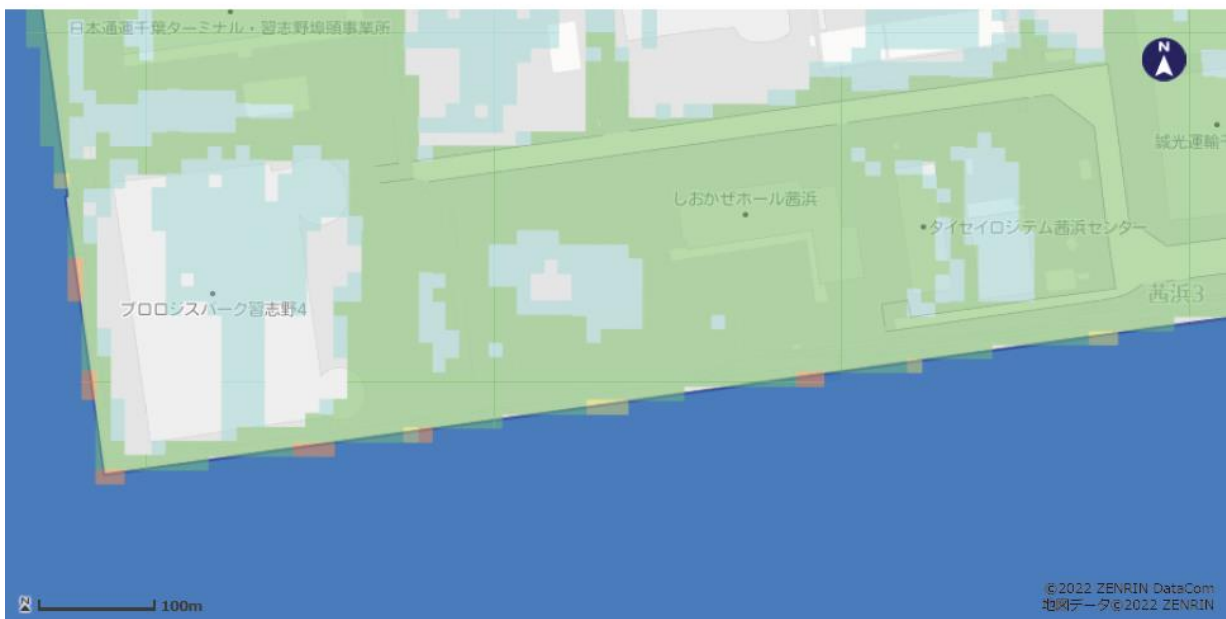
津波ハザードマップ クリーンセンター 凡例 : 0.5m未満 0.5m～3m未満



津波ハザードマップ (仮称) 茜浜最終処分場 凡例 : 0.5m未満 0.5m～3m未満



津波ハザードマップ クリーンセンター 凡例： 0.5m未満 0.5m～3m未満



津波ハザードマップ (仮称) 茜浜最終処分場 凡例： 0.5m未満 0.5m～3m未満

添付資料 - 3 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

